

# 山梨県公報

第二千五百三十二号

平成二十七年

八月六日

木曜日

## 目次

○換地計画の決定	五五一
○土地収用事業の認定	五五一
○道路の区域変更	五五二
○都市計画事業の認可	五五三
○有害図書類の指定	五五三
○採石業務管理者試験の実施	五五四
○都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議	五五四
○使用料の収納事務の委託(二件)	五五四
○建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施	五五五

## 告示

### 山梨県告示第二百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(御勅使川沿岸地区第3工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後藤 斎

#### 一 縦覧書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同年九月三日まで

#### 三 縦覧場所

山梨県公報 第二千五百三十二号 平成二十七年八月六日

南アルプス市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十七年九月四日から同年九月十八日まで

### 山梨県告示第二百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後藤 斎

#### 一 起業者の名称

山梨市

#### 二 事業の種類

(仮称)山梨市立産婦人科医院建設事業

#### 三 起業地

1 収用の部分 山梨市大字上神内川字古宮及び字午起地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

(仮称)山梨市立産婦人科医院建設事業(以下「本件事業」という。)は、起業者である山梨市が「行政の責任として、安心して子どもを産み育てる環境」を整備することを目的とした産婦人科の診療所を建設する事業であるので、法第三条第二十四号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、平成二十六年度から予算措置を講じ、平成二十八年度以降についても予算措置をすることを確約していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者である山梨市は、都市計画事業として、山梨市駅南北自由通路設置、駅舎橋上化、駅南口広場整備、アクセス道路整備等を進めている。その事業範囲の中に、市内で唯一であり、また峡東医療圏でも二つしかない既存の産科医療施設があり、当該都市計画事業により移転を余儀なくされているが、当該産科医療施設

設の運営者は高齢で、今後長期間地域の産科医療に貢献できないことを理由に、自己資本による産科医療施設の移転・継続運営を断念している。

山梨市における平成二十五年の合計特殊出生率は、一・一四であり、全国平均の一・四三及び山梨県平均の一・四四を下回っており、さらに、近年、山梨県内において産科医療施設の新規開業がないことから、少子化対策のための喫緊に必要な施設として、起業者は、市立産婦人科医院の建設を「第一次山梨市総合計画（後期基本計画）」において決定したものである。

本件事業の完成により、産科医療施設の設置者が市となるため、医師間での資産の権利承継等がなく、将来にわたって継続した産科医療の確保が図られること、産前・産後サポートの充実が期待できることなどから、地域住民が分娩・産後の安心を得て、二人目、三人目の出産意欲につながり、少子化対策に効果的であることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

起業者が任意で行った現地調査及び文献調査によると、起業地周辺に希少動植物は確認されておらず、埋蔵文化財包蔵地も存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、市内で唯一の既存産科医療施設の今後の継続運営が見込まれないことにより、少子化対策としての本件事業はできるだけ早期に実現する

必要があると認められる。

また、起業者が行った市民アンケートにおいても市内での産科医療施設の存続を求める意見がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、既存の産科医療施設の外来患者・受診者数等から利用者数等を推計し、本件事業において必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

山梨市役所健康増進課

山梨県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年八月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 山梨市停車場線

三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		

山梨市下石森字雲林五八九番の二地先から 山梨市下石森字雲林重川右岸堤防敷地先ま で	旧	一四・五 四〇・四	九七・四
山梨市下石森字雲林五八九番の二地先から 山梨市下石森字雲林五八六番の三地先まで	新	〇・〇 三九・九	九六・一
山梨市下石森字雲林五八九番の二地先から 山梨市下石森字雲林重川右岸堤防敷地先ま で	新	一四・五 三四・五	九七・四
山梨市下石森字雲林五八九番の二地先から 山梨市下石森字雲林五八六番の三地先まで	旧	〇・〇 三三・一	七六・八
山梨市歌田字北川原一七三番の九地先か ら	旧	一六・六 四五・二	一一八・五
山梨市歌田字北川原一一八六番の一四地先 から	新	〇・〇 四四・六	一一七・一
山梨市歌田字北川原一一七三番の九地先か ら	新	一六・六 二六・九	一一八・五
山梨市歌田字西条九八七番の二地先まで			

山梨県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画公園 二・二・一 号 於曾公園

二 施行者の名称

甲州市

三 事業施行期間  
平成二十七年八月六日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
山梨県甲州市塩山下於曾五百二十五番の五及び五百二十六番の三
- 2 使用の部分  
なし

山梨県告示第二百七十号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十七年八月六日から施行する。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
Young Love Comic aya 7月号	宙（おおぞら）出版
裏モノ JAPAN 8月号	鉄人社
EX MAX！（エキサイティングマックス！） 2015 8月号	ぶんか社
Boy, s ピアス 7月号	マガジン・マガジン
月刊実話ドキュメント 8月号	マイウェイ出版
黄金のGT 8月号	マックス

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

# 公 告

## ● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 試験日時

平成二十七年十月九日（金）午前十時から正午まで

### 二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四〇六会議室

### 三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

### 四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

### 五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

### 六 受験願書受付期間

平成二十七年九月十八日（金）から同年十月二日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月二日までの消印のあるものは有効とする。

### 七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

### 八 合格者の発表

平成二十七年十月十六日（金）に山梨県庁防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

### 九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二三三―一六四五）に問い合わせること。

## ● 都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり協議の内容を公告する。

なお、関係図面は、山梨県県土整備部都市計画課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市公園の名称 山梨県芸術の森公園

二 兼用工作物の名称又は種類 甲府市道下河原東線

三 兼用工作物の位置 甲府市貢川一丁目二十四番の五

四 管理を行う者の氏名及び所在地

1 氏名 道路管理者 甲府市長 樋口雄一

2 所在地 甲府市丸の内一丁目十八番一号

五 管理の内容 兼用工作物の維持及び修繕

六 管理の期間 平成二十七年七月八日から平成二十八年三月三十一日まで

## ● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社

二 委託に係る使用料

県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金

三 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方

東京都港区西新橋二丁目二十四番十六号平和ビル四階 赤司・野口法律事務所 弁護士 野口 隆一

二 委託に係る使用料

県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成二十七年八月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 意見の聴取を行う日時

平成二十七年八月十一日 午後二時三十分

二 意見の聴取を行う場所

甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所一階 国際交流市民交流センター 許可しようとする建築物の計画内容

三 建築物の位置

1 建築物の位置 甲州市塩山上於曾字旗板千七百八十五番三（第一種住居地域）  
2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第五項の規定による許可に係る事務所から

工場への用途に変更（鉄筋コンクリート造四階建て、用途を変更する部分の床面積三百八十四・八三平方メートル）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番